

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2016年4月号 | No. 4/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際出願の電子出願及び手続

イラン・イスラム共和国による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

工業所有権センター（イラン・イスラム共和国）は、受理官庁の資格において、2016年4月26日より、PCT規則89の2.1(d)に基づき、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを国際事務局に通知しました。当該官庁はePCTポータルでのePCT-Filing（ePCT出願）機能を利用した国際出願を受入れます。

適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表I(a)に表示されています。電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の詳細を含む通知は、まもなく以下のリンク先の公示（PCT公報）に掲載されます。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

当該官庁の受入れにより、ePCT-Filingを受入れる受理官庁は37¹になりました。
（PCT出願人の手引 附属書C（IR）が更新されました。）

PCT顧客満足度調査

国際事務局（IB）が直接提供するPCTサービスへの満足度、2008/09年に実施された初の調査（2009年PCT満足度調査）結果との対比、WIPO以外の官庁や機関が提供するPCT関連サービスへの満足度を調査する目的で、2015年に第2回PCT顧客満足度調査が実施されました。

本調査は9言語で行われ、延べ1,000人以上からの回答があり、PCT制度全体に対して高い満足度が示され、同様にIBや他の官庁/機関に対する回答も、2009年のPCT満足度調査で示された基準値を上回る改善を見せました。主な結果を以下に列挙します。

- WIPOが提供するPCTの情報やサービスに対する全体の満足度は89%（2009年比で11%増）
- WIPOが提供するPCTの研修に対する満足度は90%以上
- 官庁や機関（受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関を含む）の提供するPCTサービスに対する満足度は83%
- PCTユーザからは、WIPOウェブサイトのPCT関連箇所、例えばPCT出願人の手引、PCTトレーニング、ePCT、言語に特化したサービス、WIPOへの手数料支払に関する改善提案をお寄せ頂きました

¹ ePCT-Filing は現在、次の受理官庁に対して利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BN, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CO, RO/CU, RO/CZ, RO/DK, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/ID, RO/IN, (2016年4月26日から RO/IR), RO/IS, RO/LV, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/PH, RO/PL, RO/PT, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/TR 及び RO/ZA

IBではIBが提供するサービスに対してお寄せ頂いた改善提案に取り組んでおります。個々の官庁が提供するPCTサービスに対してお寄せ頂いた特定の問題やご意見は、関連する官庁へ連絡いたします。詳細は、以下のリンク先の報告書PCT/WG/9/11(“PCT顧客満足度調査”)及び附属する要約をご覧ください。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39464

当調査にご協力くださった方々に感謝申し上げます。IBは可能な限りこれらのご意見に対応してまいります。またPCT法務部 (pct.legal@wipo.int)では、いつでも皆様からのご意見をお待ちしております。電子メールでご意見をお送りください。次回の調査は2017年に実施する予定です。

公開スケジュールの変更

2016年5月6日の公開

2016年5月5日(木)はWIPOの閉庁日に当たる為、通常その日に公開されるPCT出願(公示(PCT公報)も同様)は2016年5月6日(金)に公開されます。しかし、PCT出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は2016年4月19日(火)の24時(中央ヨーロッパ時間(CET))までに国際事務局に受理される必要があります。

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいパッチのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン(2016年4月1日付け version 3.51.073.249)が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

PCT 最新情報

BR: ブラジル (ファックス番号、通信手段)

GT: グアテマラ (手数料)

IR: イラン・イスラム共和国 (電子出願、手数料)

JP: 日本国 (手数料)

手数料表 I(a) に示したとおり、2016年6月1日から受理官庁としての日本国特許庁へ日本円で支払う、国際出願手数料、30枚を超える1枚ごとの手数料、手数料表の項目4に基づく減額の円への換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました。)

NZ: ニュージーランド (国内段階移行の特別な要件、優先権の回復に適用される基準)

RO: ルーマニア (手数料)

TH: タイ (電話番号)

US: アメリカ合衆国 (管轄国際調査及び予備審査機関)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル))

2016年6月1日から、以下の官庁が実施する国際調査における以下の特定通貨で支払われる換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁.....	スイスフラン、ユーロ、韓国ウォン
欧州特許庁.....	日本円
日本国特許庁.....	スイスフラン、ユーロ、韓国ウォン、米国ドル
韓国知的所有権庁.....	オーストラリアドル、シンガポールドル
国立工業所有権機関（ブラジル）.....	スイスフラン、ユーロ

上述の変更は手数料表 I(b)に表示されています。

（PCT 出願人の手引 附属書 D（AU、BR、EP、JP、KR）が更新されました。）

予備審査に関する手数料（日本国特許庁）

2016年6月1日から、国際予備審査機関としての日本国特許庁へ支払う取扱手数料の料金に変更になります。新しい料金は22,800円です。

（PCT 出願人の手引 附属書 E（JP）が更新されました。）

PCT 関連資料の最新／更新情報

会合文書

PCT技術協力委員会

2016年5月17日から20日までジュネーブで開催される第29回PCT技術協力委員会（CTC）の作業文書は、下記リンク先でご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39465

PCT作業部会

2016年5月17日から20日までジュネーブで開催される第9回PCT作業部会の作業文書は、下記リンク先でご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39464

PCTウェビナー

2016年3月17日に開催されたePCTアクション機能に関する最新のウェビナー英語版のアーカイブが、下記リンク先にてご利用可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

なお、2016年1月及び2月に、様々な言語で収録されたPCTの最新ウェビナーとパワーポイントのプレゼンテーション資料が、下記言語のPCTウェブサイトにてウェビナーのページに追加されました（英語版はPCT Newsletter 2016年3月号でお知らせいたしました）。

アラビア語	http://www.wipo.int/pct/ar/seminar/webinars/index.html
中国語	http://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html
独語	http://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html
日本語	http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html
韓国語	http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html
ポルトガル語	http://www.wipo.int/pct/pt/seminar/webinars/index.html
スペイン語	http://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/index.html

当ウェビナーは 2015 年 10 月に開催された第 47 回 PCT 同盟総会での決定事項、ePCT システムの最新情報及び PCT 制度の将来の動向に関する情報を提供しています。

PATENTSCOPE 検索サービス

CLIR で利用可能な 2 つの新しい言語

PATENTSCOPE 検索システムの多言語ツールである CLIR (Cross-Lingual Information Retrieval) で、デンマーク語及びポーランド語での特許情報の検索が可能になりました。CLIR は現在、次の 14 言語で利用可能です：中国語、デンマーク語、オランダ語、英語、仏語、独語、イタリア語、日本語、韓国語、ポーランド語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、スウェーデン語

CLIR でサポートされている何れかの言語で 1 つ以上のキーワードを入力すると、まずツールが同義語を探し、次にそれらの同義語と検索ワードを 13 言語へ翻訳するため、検索範囲を広げることが可能です。CLIR の利用に関する詳細は、下記のリンク先にて、2016 年 2 月付けの“PATENTSCOPE で利用可能なツール CLIR のプレゼンテーション”をご覧ください。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/>

実務アドバイス

国際出願の様式上の欠陥を補充する際の期限

Q: 非公式図面を含む国際出願を提出しましたが、専門家により作成された公式図面をこれから提出したいと思っています。差替え図面を提出する際の期限を教えてくださいませんか？

A: 通常、出願時に提出された非公式図面が PCT 規則 11 (特に PCT 規則 11.13) に基づく要件を満たしていない場合、受理官庁は PCT 第 14 条(1)(b)に従い、出来る限り早く、望ましくは国際出願の受理から 1 ヶ月以内に (PCT 規則 26.1)、そのような欠陥を補充するよう求めます。もし受理官庁が最初に図面の欠陥の補充を求めない場合であっても、国際事務局 (IB) による更なる方式上の点検の際に、IB はそのような欠陥について受理官庁へ注意喚起し、当該受理官庁により補充の求めが送付されます。このような場合には、出願の受理から 1 ヶ月後になる可能性もあります。これは以下の場合とともに、明細書又は請求の範囲を含む用紙に含まれる欠陥の補充にも適用されます。

出願人が図面の補充を求められる場合、受理官庁は求めの日から 2 ヶ月以内に補充するよう求めを発出します (PCT 様式 PCT/RO/106)。当期限は受理官庁の裁量により延長される可能性もあります (PCT 規則 26.2 参照) が、期限の延長について受理官庁は以下を考慮します。

- 国際調査報告の作成前²に、国際調査機関（ISA）が国際調査に関連する補充を必要としている
- 国際公開の技術的準備が完了する前³にIBが差替え用紙の受理を必要としている

それ故、ISR の作成予定日又は国際公開予定日に近ければ近いほど、受理官庁が期限の延長を認める可能性は低くなるでしょう。

なお、受理官庁が図面の補充を求めない場合でも、出願人自身の意思で当該受理官庁に公式図面を含む差替え用紙を送付することも可能です（PCT 受理官庁ガイドラインの paragraph 209 参照）。その際、添付する書簡において、非公式図面と公式図面の相違について明確に注意喚起し、非公式図面を公式図面に差し替えることを受理官庁に請求してください（PCT 規則 26.4 参照）。ISA への転送後の国際調査のために十分な時間を確保するためにも、また IB への転送後、IB において国際公開の技術的準備が完了する前に手続きが行えるよう十分な時間を確保するためにも、そのような要請はできる限り早く受理官庁へ送付することをお勧めします。

国際段階で受理官庁に対し PCT 規則 26 に基づき図面の様式上の欠陥を補充する場合、欠陥を補充する何れの修正も出願時における国際出願の開示の範囲を超えてはならない旨、十分ご留意下さい。

なお、補充されるものに当初の国際出願で提出されていない図面を含む場合を除き、様式上の欠陥を補充する公式図面の提出は、国際出願日の変更にはなりません。補充されるものに新しい図面が含まれ、当該図面が PCT 規則 20.7 に基づき適用される期限内に提出された場合、PCT 規則 20.6 に基づく引用による補充を利用できなければ、新しい図面の補充により国際出願日は変更されます（受理官庁が新しい図面を受理した日付への変更（PCT 規則 20.5(c)））。

図面の欠陥を補充する重要性に関する情報は、*PCT Newsletter* 2005 年 1 月号に掲載された“実務アドバイス”をご参照下さい。PCT 規則に規定されている様式上の要件がどの程度満たされるべきか、及びそのような要件が満たされているかどうか点検する方法における不一致の可能性については、*PCT Newsletter* 2016 年 3 月号に掲載された“実務アドバイス”をご覧ください。図面に関する方式的な要件の詳細は、下記のリンク先にて、*PCT 出願人の手引* の paragraph 5.128 から 5.163 をご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

² 国際調査報告を作成するための期間は、国際調査機関による調査用写しの受領から 3 ヶ月の期間又は優先日から 9 ヶ月の期間のうちいずれか遅く満了する期間とする（PCT 規則 42.1）。

³ 国際公開の技術的準備は通常、国際出願の実際の公開日の15日前に完了する。国際出願は早期公開が要請されている場合を除き、優先日から18ヶ月を経過した後速やかに行う（PCT第21条(1)及び(2)）。